

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

2017 年新規意見速報版 修正詳細

修正更新日： 2017 年 9 月 12 日（8 月 31 日更新の修正）

修正国： インド・米国・EU・ロシア・アラブ首長国連邦

修正内容：

インド

- 22(5)区分 ・ 問題点「省エネ・ラベリング規制の法文発行遅れ・予定の不明」を削除
- 22(6)区分 ・ 問題点「リサイクル規制改訂案への企業対応困難」を 22(5)に変更
・ 準拠法に「E-Waste (Management) Rules, 2016」を追加
- 22(7)区分、
22(8)区分 ・ 二つを結合し、22(6) 問題点：「非現実的なプラスチック包装廃棄物管理規制」
・ 準拠法を変更
(旧) The Plastic Waste Management Rules, 2015
(新) The Plastic Waste Management Rules, 2016

米国

- 9(16)区分 ・ 問題点「(複合木材製品認証制度変更に伴う)強制適用時期の輸入品に対する考慮の欠如」を削除
- 9(17)区分 ・ 問題点「輸入コスト上昇」を 9(16)区分に変更
- 9(18)区分 ・ 問題点「WTO ルールの遵守」を 9(17)区分に変更
- 22(5)区分 ・ 参考を変更
(旧)木材製品に含まれるホルムアルデヒドに関する規制(複合木材製品ホルムアルデヒド基準法実施最終規則)に基づく米国で販売・供給・製造・または輸入される複合木材製品に対する排出基準、記録保管及び表示要求については 2018 年 3 月 22 日に延期。
CARB での第三者機関による認証取得は、2019 年 3 月 22 日まで認められる。
(新)木材製品に含まれるホルムアルデヒドに関する規制(複合木材製品ホルムアルデヒド基準法実施最終規則)に基づく米国で販売・供給・製造・または輸入される複合木材製品に対する排出基準、記録保管及び表示要求については 2018 年 12 月 12 日に延期する修正案が 9 月 1 日付で EPA より出された。
<https://www.epa.gov/formaldehyde/formaldehyde-emission-standards-compo-site-wood-products>

EU

- 19(3)区分 ・ 要望「合わせて、RE 指令の完全実施を延期する。」を削除

ロシア

14(3)区分

・問題点内容を変更

(旧) 納税受付の時間過大の為、車両の Certification の発行が遅れ納入に遅延が発生した。

制定された税額が極めて高額で(HE で約 1Mrub/台)、無課税であるロシア国産メーカーとの競争力が損なわれている。

また減免に対する要求も極めて高く、要件を満たすことができない。

(新) ロシア国産メーカーも外国メーカーも等しく課税されているが、ロシア国産メーカーはリサイクル税とは関係のない名目で実質的な補填がなされている。外国メーカーも税の減免措置を利用可能であるが、要求基準が厳しすぎて実質的に対応できない(油圧シヨベルのキャブ生産が必須である等)。

2017年6月に課税のベースを重量から馬力に変える法案の草案を入手。施行されれば実質的な増税となり、さらに競争環境がゆがめられるだけでなく、消費者の購買意欲を減退させる恐れがある。

(ただし、仮に当社のロシアにおける生産法人が を達成したとしても、外国メーカーが対応出来ない何らかのより厳格・難解な条件が設定されるであろうとの現地見解)

・要望を変更

(旧) 状況を注視し、新しい情報が入ったら提供いただきたい。

(新) ・建機のリサイクル税額減額を要望する。(乗用車の例では税額はコストの1%程度とのことだが、建機の場合はコストの15%以上を占める機種もある。)

・税額の算出方法が重量から馬力ベースに変更される場合、馬力にかかる基準になる数値を下げたい。

(現状の重量ベースでは、グロス重量/ネット重量や仕様差による重量で混乱が生じた例があったが、馬力ベースではそうした混乱はなくなるという良い見方もある。ただし、いずれにしても減額要望=基準値を下げる要望は変わらない。)

・準拠法を追加

ロシア政府決議 417, 419, 421号(外国メーカーは基準が厳しく適用を受けられない)

- 417号: 製品の保証に関する費用を一部補填する規則

- 419号: 自走車両を生産するロシア企業に対し、社員の給与のために連邦予算から一部補助金を提供する規則

- 421号: 自走車両を生産するロシア企業に対し、生産に使用した電力料金に対し連邦予算から一部補助金を提供する規則

アラブ首長国連邦

22(1)区分

・要望を変更

2 番目

(旧) WTO/TBT 通報に対する産業界からのコメントを受け入れ、適合性評価に関する第三者認証導入を取りやめたこと自体は評価できるため、更に具体的な内容を適切に規定して頂きたい。

(新) 具体的な内容を適切に規定して頂きたい。

・準拠法を変更

(旧) WTO/TBT 通報: G/TBT/N/ARE/265

(新) Cabinet Resolution No. 10, 2017

・参考情報を追加

以上